

3－（２）農業青年組織等活動活性化事業(地域青年農業者組織等活動活性化助成)

実施要領

1 目的

将来の担い手となる地域青年農業者組織・グループが取り組む新たな農業者の確保などの活動経費の一部を助成することにより、組織活動や就農の促進を図る。

2 助成対象者

地域農業青年の組織・グループ

3 対象となる活動

発展的な新たな視点に立った、以下のような活動を対象とする。

- （１）小・中学生を対象とした農作業体験等の支援
- （２）その他理事長が特に認めた活動

4 助成限度額

1 団体当たり 150 千円

5 事業の申請、決定、実績報告等

- （１）助成を受けようとする地域青年農業者の組織・グループにおいては、申請書（別記様式第26号）に次の関係書類を添付し、県地域振興局・支庁を経由して提出する。

ア 事業計画書 別記様式第27号

イ 収支予算書 別記様式第10号

ウ 助成金振込口座の写し

エ 団体の規約、名簿(年齢含む)

オ 活動内容のわかる総会資料等

- （２）理事長は、提出された申請書を審査し、適当と認めたときは、決定通知書（別記様式第28号）により申請者へ通知する。

- （３）当該事業を実施した地域青年農業者の組織・グループは、事業実施年度末までに事業実績報告書（別記様式第29号）に次の関係書類を添付し、県地域振興局・支庁を経由して報告する。

ア 事業実績書 別記様式第27号

イ 収支精算書 別記様式第13号

ウ 写真

エ 領収書の写し

オ 協会ホームページ掲載用の実績書

6 助成金の返還

当初計画に対して事業が相当程度実行されていない場合や、事業実績報告書等の提出がない場合は、助成金の返還を求めることがある。